

平成22年度

定期監査結果の公表

〔問合先〕 監査委員事務局 (☎65・1136)

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成22年度定期監査の結果を、次のとおり公表します。

平成23年4月1日

町監査委員 松隈 英之助

神崎 はな子



監査の対象

各課等における平成22年度の財務等に関する事務の執行状況です。

監査の結果

事務の執行について、一部不適切な執行がなされているものが見受けられましたので、次のように検討・改善を指摘し、回答されたものです。

〔水道課〕

(平成22年5月17日～19日監査)

● 水道管破損の対応について

3月16日水道管の破損事故に対する業者への損害賠償の請求については、嚴重注意、破損箇所の復旧のみとし、その他の損害賠償は、請求しない旨を連絡し、3月下旬協議を終了していましたが、定期監査により、業者に対し再度損害賠償の請求を追加せざるを得ない事態になったことは、水道課として問題です。

参考1 水道管の破損及び復旧状況

3月16日16時12分頃桂川町吉隈二区の県道に日業者が防犯街灯設置にあ

たって、床掘りし配水管を破損させ、21時10分頃応急工事を終了しましたが、濁り水が広範囲に広がり、止まるまで泥吐弁を開き処置が終わったのは、17日17時00分頃でした。

参考2 個人・法人の損害賠償について

では、業者が行い、また業者は、社会福祉協議会に寄附されています。

▼ 回答 (平成22年5月17日)

指摘のとおり事務処理が不十分であり、今後、水道施設の破損事故に伴う損害賠償取扱要綱を早急に作成し、対応したいと考えています。(水道施設の破損事故に伴う損害賠償取扱要綱を平成22年7月1日制定)

● 寄附採納の処置について

次の寄附採納について受贈財産に加算・減算されていないので、速やかに処置してください。

・平成19年度の寄附採納のうち一部を21年度返戻(3件)

・平成20年度の寄附採納(1件)及び平成21年度の寄附採納(2件)

▼ 回答 (平成22年2月25日)

寄附採納につきまして固定資産台帳(寄附採納分)は、整理済であります。平成22年度決算までに処置したいと考えております。

〔産業振興課〕

(平成22年6月4日、7日～8日監査)

● ファミリー農園の使用料について

ファミリー農園(1区画)の使用料を毎年4月1日から1年間2千円と定め、5月以降、使用願いを受け、許可書を出した者の使用料は、通常「許可した月から翌年3月までの月数×166円(月割)」としているが、平成21年6月中旬、使用願いを受け、同日許可書を出したが、実際に使用するのは、7月ということ聞き、使用料を「許可した来月(7月)から翌年3月までの月数×166円(月割)」に減額しているのは、問題です。

▼ 回答 (平成23年1月27日再回答)

ファミリー農園の使用料は、月割でなく年度初め又は、年度途中に使用開始・中止しても、毎年度2千円とします。

〔税務課〕

(平成22年10月14日～15日、18日監査)

● 桂川町公式ホームページにおける国民健康保険税について

平成22年度から国民健康保険税の算定において、各課税限度額及び医療分の一部が変更になっていますが、本町公式ホームページの保険税の算定については、修正されておりません。

▼ 回答 (平成22年10月22日)

総務課広報電算係に税率等の修正を依頼し終了しています。